

平成 19 年 4 月 10 日

株 主 各 位

東京都西東京市芝久保町四丁目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 社 長 佐 々 野 俊 彦

## 「第 56 期定時株主総会招集ご通知」の訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 19 年 4 月 9 日付でご送付いたしました「第 56 期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に一部記載の訂正がございました。

ここに深くお詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

敬具

### 記

<訂正箇所>

41 頁および 47 頁（「株主総会参考書類」）

現行定款の条文の記載を以下のとおり訂正いたします。なお、変更案として記載した条文の内容に訂正はございません。

（下線部\_\_\_は、訂正箇所を示します。）

誤	正
（公告の方法） 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告の方法） 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない <u>事故</u> <u>その他やむを得ない事由</u> が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
（取締役会の招集権者および議長） 第 23 条 取締役は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の <u>招集者</u> および議長） 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

上記訂正後の現行定款と変更案は、以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（公告の方法） 第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。 <u>ただし、電子公告によることができない事故</u> <u>その他やむを得ない事由</u> が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。 <u>ただし、事故</u> <u>その他やむを得ない事由</u> によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

<p>(取締役会の<u>招集者</u>および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の<u>招集権者</u>および議長)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
--	--

以上